

事務事業名	地域ケアシステム推進事業	担当部局	市長部局 保健福祉部
基本目標	ともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	社会福祉課
施策体系	総合的な地域福祉のしくみづくり(総合的なサービスシステム)	担当係名	企画管理係
施策	保健・医療・福祉の連携システムを確立する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	・医療・福祉・保健が連携できるネットワークを構築する。 ・ネットワークにより、障害者等を的確に支援する。 ・障害者等が地域で安心して暮らすことができる社会を目指す。		
事業の期間(開始/終了)	99年 99月/	99年 99月	
根拠法令、条例、規則など	地域ケアシステム推進事業実施要綱		
事業が対象としている人(モノ)	在宅の対象者(例:介護保険給付対象者)	在宅の対象者(例:障害者,身,知,精,難)	
具体的な活動内容	対象者,その家族,民生委員等より相談を受ける。		
	対象者の現在の状況を把握する。		
	どのような支援が必要かネットワークを通して検討する。		
	対象者に必要なサービスを提供できるように各施設につなぐ。		
事業の成果	ネットワークで検討した結果,対象者へ必要と思われる適切なサービスを提供できる。		

2. 事業の評価

項目	説明
必要性	5 ますます必要性は高くなっている
	要援護者に対し、公的サービスはもちろんそれ以外のインフォーマルなサービスを含めた総合的支援を提供していくため、この事業の必要性は高い。
妥当性	4 法的な問題などがあり、行政が行うべき事業である
	・個人情報の取扱いに注意すれば、民間でも実施できると考える。ただし、実施した場合、当該民間事業者の支援を強要される恐れもある。茨城県実施要綱の規定では社会福祉協議会のみ委託できる。 ・対象者への公平な取り扱いや個人情報保護の観点から社会福祉法に規定された社会福祉法人に委託する。
公平性	4 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している
	必要と思われる人を対象としている。ただし、必要としている人の把握が課題である。
適切性	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない
	各ケースにおいて、コーディネーターがキーパーソンとなることが多い。今後地域福祉の観点からも、民生委員や地域のボランティアなど地域住民がキーパーソンとなるよう運用を改善する必要がある。
有効性	5 目標以上の達成度である
	地域ケアシステムにより支援をうけた対象については、概ね目的を達成している。また、相談件数も増加している。
効率性	4 効率は徐々に高まっている(コストは徐々に下げられている)
	各法律により、様々なネットワークが構築されているので、この事業によりどのネットワークを活用するかを選択できる。また、既存のネットワークをさらに広げていくことができる。

総合評価	この事業の重要性は高い。茨城県単事業であるが、他県に先駆けて実施しており、県において積極的にコーディネーターの研修を実施する等の関与がある。
------	--

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	県では、地域ケアシステム推進協議会を設置して事業の充実を図っている。この事業で処遇困難ケースを検討して、その検討結果から、福祉サービスなどを提供し、在宅の生活を維持できたケースも多くなる。今後は、きめ細かな検討会を行うことが必要。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	この事業は、障害者等の要援護者の支援はもちろん地域福祉の観点からも必要であると考えられるので、継続していく。			